

会員総会運営規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人兵庫県経営者協会(以下「本協会」という)の定款第4章に基づき、会員総会に関する事項について規定し、その適法かつ円滑適切な運営を図ることを目的とする。

(招集の手続き)

- 第2条 会員への招集通知は、定款第15条3項の規定に従い、書面又は電磁的方法をもって、総会開催日より7日前までに各会員に対して発する。
- 2 前項の規定にかかわらず、書面による議決権の行使、並びに電磁的方法によって議決権の行使ができるとするときには、開催日より14日前までに各会員に対して発する。
 - 3 招集の通知には、議案事項を記載するとともに、出欠通知及び委任状並びに議決権行使書、その他必要な書類・情報を発しなければならない。

(議決権行使に関する基準日)

第3条 定款第15条3項の規定により、会員総会の招集を決議した理事会当日における会員(ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という)第37条第2項による社員総会の招集の場合は、直前の事業年度の末日現在における会員)を当該社員総会に関して議決権を有する会員とする。

(決議)

- 第4条 決議は、定款第19条に基づくものとし、議長は会員総会の開催に際し、出席者数、議決権数、書面又は代理人による議決権行使の数を確認する。
- 2 社員総会での議決権の行使は、「本人の出席」、「議決権行使書面の提出」、「代理人による議決権行使」の順で優先することとし、二重に行おうとした場合は、下位のものを無効とする。

(議案書の電子化)

- 第5条 会員総会招集時に配布する議案書、会員総会当日持参されなかった場合の議案書配布等について、原則として電子化版の議案書を利用することとする。
- 2 事務局は、電子化された議案書が容易に閲覧できるように、QRコード等を配布し、会員が議案を容易に確認できるようにすることとする。

附則

1. この規則は、2025年3月14日に制定、2025年4月1日から施行する。
2. 第4条の一部字句修正(社員総会→会員総会)のうえ、2025年4月18日から適用する。

以上